

広島県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年十月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市倉橋町字岳ノ下二六三二の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため